第8章 第二期開発委託内容

８．１第二期開発委託の概要ｄ

(1) 委託方針

システム開発、システムの運用・保守については、平成15年度から18年度までの期間での複数年契約とする。15 年度の説明会費用及び機器調達に係る業務も、盛り込むものとする。

ただし、平成 16 年度以降の説明会・実証実験費用、機器調達や機器の保守等については、15 年度の開発成果の出来具合い、進捗及び実証実験の実施状況等を踏まえて、その必要性を検討して、16 年度以降の契約とするため、今回の入札対象の範囲外とする。

(2) 委託内容及びスケジュール

委託内容については、「8. 2大阪府電子調達システムの設計、製造及び試験」、「8. 3大阪府電子調達システムの運用」、「8. 4大阪府電子調達システムの保守」、「8. 5大阪府電子調達システムのハードウェア・基本ソフトウェアの調達」に記載する。

全体費用の概算は、「7. 1システム導入費用」(P.252)に示しているが、今回の委託範囲となる金額内訳は、「参考資料 積算表」(P. 参-74)に示す。

なお、15 年度に調達するハードウェア・基本ソフトウェアの賃借料・保守費は、入札対象外であるが、受託者が、「参考資料 積算表」記載の金額の範囲内で、調達できるようにすること。

開発スケジュールは、「7. 4システム開発スケジュール」(P.272～275)を参照すること。

納期を厳守することが必要だが、前倒しの実施は可能とする。

(3) システムの共通要件(「大阪府電子調達システム開発委託 第一期）に係る仕様書」から再掲
ただし、⑦システム設置の項を時点修正した)

① パフォーマンス要件

ア サブシステム毎に業務遂行上支障のない範囲で、各画面における処理時間、通信時間がその範囲で収まるよう考慮した構築とすること。

② マンマシンインターフェース要件

ア 府職員や業者にとって、操作しやすい画面レイアウト・画面構成・画面遷移であること。また画面・帳票に表示する語句は、府で使用している用語となっていること。

イ ユニバーサルデザインに対応すること。

③ 利用者要件

ア クライアント端末は、業者所有のパソコンと庁内パソコンの利用を想定し、既設の OA ツールや業務ソフトの利用にできうる限り支障がないようにすること。

イ 業務遂行上必要な連続運転すること。

ウ 発注部局 総務部、企画調整部、生活文化部、府立大学、健康福祉部、病院事業局、商工労働部、環境農林水産部、土木部、建築都市部、企業局、水道部、出納室、教育委員会、警察本部等）で共用すること。

エ IT 環境の整備されていない業者や業者端末のトラブル時に、例えば緊急用の入札パソコンを府庁内に設置するなど、電子的に入札行為を実施できるような環境を提供すること。（従来からの紙による入札の併用は原則としてしない。）

④ 接続要件

ア システム間の通信プロトコルは TCP/IP を標準とする。

イ 大阪府のネットワークポリシに準拠すること。（大阪府の情報セキュリティに関する基準、等）

⑤ 信頼性要件

ア システムで取扱う情報について、職務以外の用途に利用されることのないように厳重なアクセス権限の管理をすること。

イ データの漏洩、改竄を防ぐよう対策を講ずること。

ウ 業者や外部機関と接続する場合は、不正なアクセスを排除するよう対策を講ずること。

エ インターネットを通じた情報交換を行う場合、外部からの不正なアクセスの排除及びウィルス等の侵入を防ぐよう対策を講ずること。

オ 通常電源による電力供給が停止した場合などにおいては、無停電電源装置等によりハードウェア、ソフトウェア、データが破損しないこと。

カ 入札者、府の間で不正がなかった事実を住民などに対して第三者的に証明が可能であること。

キ 重要度の高いサーバは、冗長性を確保すること。

ク 国関係府省と連携できる認証制度を用いること。

⑥ 運用要件

ア ヘルプデスク設置、マニュアルの整備を実施し、端末使用時に発生する操作上の疑問点などの対応ができる支援体制を整備すること。

イ システム監視ツールの導入等により、運用効率の向上が図られること。

ウ アプリケーションのバージョンアップ時等にデータの不整合が生じないこと。

エ システムの平均修復時間を短くし、稼働率の高いシステムとすること。

⑦ システム設置について

ア 設置する機器は、大阪府立インターネットデータセンターに設置することとする。

イ 部外者の侵入を防ぐ入退出管理等、システム設置方法等を考慮すること。

⑧ システム方式要件

ア 業者等多数のクライアントからの接続が想定されることから、標準性・オープン性のあるシステムが求められるため、ブラウザをクライアント端末で利用するインターネット技術を導入すること。

⑨ ソフトウェア要件

ア OS は、CPU に対して自動的に負荷分散可能で、企業が利用するブラウザやサーバソフトウェアが安定稼動する OS とすること。なお、大阪府ではブラウザはインターネットエクスプローラを使用している。（与件）

イ データベースソフトウェアは、分散、並列処理の対応が可能で、WWW サーバやアプリケーションサーバが容易にアクセスでき安定稼動するソフトウェアとすること。

ウ WWW サーバソフトウェアについては、CGI（Common Gateway Interface）等によるデータベース連携を考慮した構築とすること。

エ 業務ソフトウェアについては、安定稼動を前提に開発期間の短縮が見込まれるパッケージソフトウェアの導入も考慮すること。電子入札コアシステム開発コンソーシアムの電子入札コアシステムを利用すること。

オ 組織の変化や、制度の改革に柔軟に対応できるような構造にすること。

カ 国関係府省などの動向及び電子入札コアシステム開発コンソーシアムの機能拡張予定等が反映できるよう十分考慮すること。

キ 各システム機能のソフトウェア構成は積算根拠とするものであり、それ以外の構成で入札することは可能である。

また、実際の調達に関しては、調達時期により提示金額内での最新ソフトウェア、最新機器及び同等品等の導入は可能とする。

ク 既存システムのデータを新システムに取り込み利用できること。

⑩ ハードウェア要件

ア 業務を実行する各サーバは、システムの根幹を成すため高い処理能力と信頼性を確保すること。

イ 重要な機能については、特に高度な信頼性を確保すること。

ウ データベースを搭載するサーバは、システムの中枢となることから膨大なトランザクションが発生するためハイスペックで高度な信頼性を確保すること。

エ WWW サーバは、応答性を確保するためクライアントのアクセス数に応じてハードウェア等の増設ができるように実現すること。

オ 国関係府省などの動向及び電子入札コアシステム開発コンソーシアムの機能拡張予定等が反映できるよう十分考慮すること。

カ 各システムの機能のハードウェアは積算根拠とするものであり、それ以外の構成で入札することは可能です。

また、実際の調達に関しては、調達時期により提示金額内での最新ソフトウェア、最新機器及び同等品等の導入は可能とする。

８．２大阪府電子調達システムの設計、製造及び試験

(1) 電子入札システム機能について

電子入札システムについては、次のとおり、各年度において、設計、製造及び試験を行う。

① 平成 15 年度の主な開発内容

・新業者管理システムとの連携

・自動審査対象項目の追加

・コアシステム V3 へのバージョンアップなど

② 平成 16 年度の主な開発内容

・対応入札方式の追加

・新工事契約管理システムとの連携 ・関連システム[物品調達システム、行政文書管理システム]との連携

・コアシステム V4 へのバージョンアップなど

③ 平成 17 年度の主な開発内容

・FAQ 機能開発

・ハードウェア機器増強対応など

(2)新業者管理システム機能について

新業者管理システムについては、次のとおり、各年度において、設計・製造及び試験を行う。

① 平成 15 年度の主な開発内容

・新業者管理システム新規開発

・電子申請機能開発 ・電子入札システムとの連携 ・関連システム[発注者支援データベース ・システム（CE 財団）、CORINS (JACIC)、企業情報データベース(民間信用調査機関)]との連携など

② 平成 16 年度の主な開発内容

・新工事契約管理システムとの連携

・関連システム[物品調達システム、新財務会計システム、行政文書管理システム]との連携など

(3)新工事契約管理システム機能について

新工事契約管理システムについては、次のとおり、2 年間にわたり、設計・製造及び試験を行う。

①主な開発内容

・新工事契約管理システム新規開発（平成 15 年度は要件定義までを想定）
・指名業者選考支援機能開発・電子入札システム、新業者管理システムとの連携
・関連システム[新財務会計システム、企業会計システム、行政文書管理システム、電子納品・情報共有システム、土木積算システム]との連携など

②平成 15 年度の開発工程

・システム分析・要件定義

③平成 16 年度の主な開発工程

・システム設計
・プログラム設計
・プログラミング
・システムテスト

(4) 総合試験及びプロジェクト管理について

平成 15～17 年度の各年度において、開発する機能についての総合試験を行う。また、各年度の開発について、プロジェクト管理を行うこと。開発の総括責任者及び各グループの責任者の役割分担を明確にし、その役割を担える人材を配置し、開発の規模・内容に見合うプロジェクト管理及び開発体制とすること。

(5)その他

ア 総合評価において評価した性能等については、全て契約時に作成する仕様書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

イ 大阪府が別途契約するシステム監査業者によるシステム監査(開発現場の監査を含む)を適宜受けるものとし、監査により大阪府が改善策を採る必要があると認めた場合は、当該改善策の実施に努めること。

ウ 電子入札コアシステムは、大阪府が購入した平成 14 年 10 月提供版（V2）をカスタマイズしたシステムを基に、随時、最新の情報を入手した上で、必要なシステム開発等を行い、開発したシステムが円滑に稼動するよう機器等の据付調整、機器設定を行うことする。

8．3 大阪府電子調達システムの運用

(1) ヘルプデスクについて

業者及び府担当職員向けの問合せ窓口として、設置する。対応する対象数として、業者数 1 万者及職員数 14 部局 1000 名とし、実際の問合せ数を、業者向け 20 件／日(電話対応のみ)及び職員向け 10 件/日(現場での対応を含む)と想定し、FAQ のホームページ公開及びメンテナンスやヘルプデスク利用者状況の報告も業務に含めるものとする。

① 平成 15 年度について

委託期間は、平成 15 年 12 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日(ただし、平成 15 年 12 月末までは、引継ぎ期間とする)とし、対応するシステムには、第一期開発分も含むものとする。

平成 15 年 12 月末までは、入札対象外とし、見積りは不要である。

② 平成 16 年度～18 年度について

委託期間は、各年度を通して行うものとするが、入札に基づき、15 年度に複数年契約を行う。

(2) 説明会について

府運用担当者、府担当職員一般操作 (導入研修･拡大研修)、業者向け一般操作の 4 種類の研修を想定している。

① 平成 15 年度について

府運用担当者(導入研修 10 名×1 日×2 回程度)、府担当職員一般操作研修(導入研修 30 名×2 日× 3回程度･拡大研修 30 名×2 日× 3回程度)、業者向け一般操作研修(導入研修 200 名×半日×14 回程度)を想定している。

②平成 16 年度～18 年度について

説明会費用は、入札対象外とし、参考見積りとして、別に記載すること。

(3) 実証実験について

実際の案件について、システムを利用して行い、不具合等がないかどうかを検証する。

① 平成 15 年度について

平成15年度は、14年度に開発したシステムを利用した検証を行うため、入札対象外とし、見積りは不要である。

② 平成 16 年度について

主として、平成 15 年度に開発したシステムを利用して、実案件での検証を行う。

③ 平成 17～18 年度について

必要がある場合、実証実験について、入札対象外とし、参考見積りとして、別に記載すること。

8．4 大阪府電子調達システムの保守

(1) 保守作業の内容について

次の①～④のシステム管理等と⑤のシステム改修、⑥の機器等の保守を想定している。

①システム管理について

サーバ等の管理作業を行う。想定される内容は、システム運営のサポート、ソフトウェアのパッチ適用及びバージョンアップ(調査・検証を含む)、システム構成管理、各種作業に伴うバックアップ及びデータ管理などとする。

② 定期点検について

ログ・リソース使用状況・サービス統計をもとにサーバ稼動状況確認及び調整を想定する。

③ 障害対応／障害管理について

障害切り分け／手配、復旧作業、データ復旧、ウィルス駆除、復旧後動作確認、復旧結果報告、障害対応の進捗管理、障害履歴の管理等を想定する。

④ 各種報告について

月 1 回の保守業務報告を想定する。

⑤ システム改修について

やむを得ずシステムの改変が必要となった場合のシステム改修を想定する。ただし、平成 15 年度は、第一期システムでの改修も予想されるため、入札対象外とし、見積りは不要である。

⑥ ハードウェア・基本ソフトウェア 機器等)の保守について

8. 5の項目に基づき、調達したハードウェア・基本ソフトウェアについては、受託者が機器の保守・故障修理・定期点検を行う。機器等調達後 1 年間のかし担保期間後を始期とし、リース期間の満了日を終期とする保守契約を締結する。調達する機器等が確定後に、契約を行うため、この項目の保守は、入札の対象外とし、参考見積りとして、別に記載すること。

なお、平成 14 年度に調達した機器等については、第一期開発業者と、保守契約を行う。

(2) 各年度毎の作業内容

① 平成 15 年度について

委託期間は、平成 15 年 12 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日(ただし、平成 15 年 12 月末までは、引継ぎ期間とする)とし、対応するシステムには、第一期開発分も含むものとする。

平成 15 年 12 月末までは、入札対象外とし、見積りは不要である。

②平成 16 年度～18 年度

委託期間は、各年度を通して行うものとするが、入札に基づき、15 年度に複数年契約を行う。

8．5 大阪府電子調達システムのハードウェア・基本ソフトウェアの調達

(1) 機器調達方針

平成 15 年度～18 年度の開発・運用において必要な構成の機器等については、受託者が調達し、リース会社に売却するか、又は調達仕様を示し、リース会社が調達するものとし、府は、リース会社と予算額の範囲で賃貸借契約を締結するものとする。リース会社は、大阪府が競争入札に準じて選定を行うものとする。

機器等リース対象物件の保守については、1 年間の瑕疵担保とし、受託者とリース開始一年目からの保守契約とする。

ラックは、大阪府立インターネットデータセンターに設置のものを利用するが、サーバ、ネットワーク機器、UPS など必要とする機器は、調達すること。

(2) 平成 15 年度について

平成 15 年 12 月末頃を目途に、平成 15 年度以降開発したソフトウェアを動作させるための機器(サーバ、ネットワーク機器)等については、大阪府の調達方針に基づき、調達に協力すること。また、機器等の据付調整やシステム／ソフトウェアのインストール・設定等は、受託者が行うこと。

リース期間は、機器設置時から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

据付調整費には、次の内容を想定している。

現場調査(サーバ室、既設電源容量、分電盤、配管等)、LAN・電源配線設計・機械配置設計に基づく据え付け調整(施工・工事)、施工・工事確認試験及び管理費等

(3) 平成 16 年度～18 年度について

平成 16 年度～18 年度について、必要になる機器等に係る据付調整費、賃借料、保守料は、入札対象外とし、参考見積りとして、別に記載すること。賃借料は、入札書計算書記載の計算式に従い、算出すること。リース期間は、機器設置時から4 年間とする。

8．6 開発体制

情報処理の公的資格を有する技術者や実務経験者を配置しスケジュールを遵守できる体制を整えること。また、品質管理についても、品質が守れるよう十分な体制を整えること。

別途府が指定する場所（庁舎内）に常駐者を置き職員と連携して開発を行うこと。

庁舎外において開発する場合においても、他の開発プロジェクトと独立した部屋を設置し、開発におけるセキュリティ対策などを徹底させ、大阪府が指定するシステム監査業者の立ち入りを可能とすること。

８．７ 成果品

各年度毎の委託業務に係る成果品については、次に掲げるものを書類とCD－ROMで指定する部数ずつ納めること。

設計書 2 部
運用マニュアル 2 部
操作マニュアル 20 部
試験計画書 2 部
試験成績書 2 部
研修実施報告書 2 部
ソースプログラムリスト2 部
ソースプログラムファイル 2 部
ロードモジュール 2 部(書類は不要)

８．８ 成果物等の帰属

成果物等の帰属は契約書 案）による

８．９ 貸与品等の扱い

① 本委託業務を行うにあたり必要となる現行システムの業務説明書、システム設計書等および制度に関する資料については、必要に応じて受託者に貸与する。
② 本委託業務を行うにあたり、現行システムを解析する必要がある場合については、受託者にその使用を許可する。ただし、その方法及び制限については、別途定める。
③ 受託者においては、貸与品について善良な管理者としての注意義務を持って適正に保管及び管理するとともに、データの保護について、万全の措置を講じること。
④ 受託者は、府の施設内において必要な業務を行う場合であっても、府の承認無しに、みだりに物品を使用しまたは移動してはならない。
⑤ 受託者は、貸与されたデータおよび開発資料等を府に無断で複製することを禁止する。
⑥ 受託者は、貸与品等について、府から返還の指示がなされた場合、必要が無くなった場合又は契約が終了した場合の何れの場合においても、速やかに府に返還しなければならない。

8. 10 瑕疵担保期間

瑕疵担保期間は引渡し日から1 年間とする。